

## 第 25 章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

### 第 1 節 国際通貨基金（IMF）

#### 概要

国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）は 1944 年 7 月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された IMF 協定に基づき、1946 年 3 月に設立された国際機関である。その目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントン DC、専務理事はラト（前スペイン第 1 副首相兼経済大臣、スペイン人）である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年一回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24 名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

#### 活動状況

当庁との関係については、近年 IMF がアジア通貨危機等も踏まえ、加盟国の金融システムを評価する金融セクター評価プログラム（FSAP）を実施する等、各国金融システムの安定性についての分析を重視してきていることもあり、金融セクターに関する活動の重要性が増してきている。最近 1 年間における IMF 関係の事務の概要については以下のとおり。

#### 1. IMF 4 条協議

IMF は IMF 協定第 4 条に基づき、年一度加盟国の経済状況を協議することとされている。わが国の協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果が PIN (Public Information Notice) として発表されるとともに、理事会で検討された 4 条協議報告書が公表される。当庁は、IMF に対し、我が国の 4 条協議報告書の作成作業の一環として、当庁の業務・施策、我が国の金融セクターの状況等について説明を行うとともに、我が国の 4 条協議報告書の作成作業に参画している。なお、2003 年の 4 条協議報告書の付属文書として、我が国の金融セクター評価プログラム（FSAP）の結果を要約した金融システム安定性評価（FS SA）が公表されたところである。

#### 2. その他 IMF の刊行物（WEO、GFSR 等）

IMFは、通常年2回の「世界経済見通し(WE O:World Economic Outlook)」及び、年2回の「国際金融安定性報告書」(GFSR:Global Financial Stability Report、平成14年3月から)を刊行しているが(このGFSRについては、平成15年3月に、今後の刊行頻度を年2回とすることが決定された)、これらにおいて我が国金融システムに関する記述がなされている。これらの刊行物について、我が国の金融行政及び金融セクターの状況等につき、正確な情報、適切な評価が載せられるよう、IMF側の理解の促進に向けて努めてきている。

## 第2節 金融安定化フォーラム(FSF)

### 概要

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に広まった経験を背景に、金融監督の国際的協調強化等に関するティートマイヤー提案が、1999年2月(於:ボン)のG7(7ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議)において承認され、金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum:FSF、初代議長:クロケット BIS 総支配人(当時))の設立が決定された。なお、議長の任期は3年で、現在の議長はファーガソン FRB 副議長(2代目、2003年6月~)。FSFの目的は、金融の安定に責任を有する各国の財務省、中銀、金融監督当局および国際機関、基準設定機関間の情報交換を促進し、金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融をさらに安定させることである。FSFには、G7の財務大臣・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭からの代表者、IMF、世銀、国際金融監督機関(バーゼル委員会、IOSCO及びIAIS)等が参加している。我が国では、金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとして、FSFに主体的に参画しているところ。

### 活動状況

FSF総会は、原則年2回開催されることとなっており、現在までに11回開催されている。今事務年度中に開催された、第10回会合(2003年9月10日、於:パリ)及び第11回会合(2004年3月29日~30日、於:ローマ)においては、主に金融システムの現状のほか、市場基盤の強化(会計、監査、開示等の分野における透明性・正確性向上のための各種取組み)、オフショア金融センターの問題などが議論されている。

また、FSFでは、非加盟国も含めた各地域会合も開催しており、2004年5月30日~31日には、中国・北京において第3回FSFアジア大洋州地域会合が開催された。本会合においては、アジア地域の金融セクターの現状、市場基盤の強化やバーゼルに関するアジア諸国の取組みなどについて意見交換が行われた。

## 第3節 世界貿易機関(WTO)

### 概要

世界貿易機関（World Trade Organization: W T O）は設立協定に基づき 1995年に設立された。事務局はジュネーブ、事務局長はスパチャイ（元タイ副首相）147か国が加盟している（2004年4月現在）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、W T O設立協定の不可分の一部であるG A T S（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。G A T Sは、最恵国待遇（M F N）を原則としつつ、各国が提出した「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めている。サービス交渉については、サービス貿易理事会を中心に行われるが、同理事会の下部機関としては、金融サービス貿易委員会、特定約束委員会、G A T Sルール作業部会、国内規制作業部会が設置されている。

## 活動状況（金融サービス分野）

### 1．経緯

ウルグアイ・ラウンド交渉においては、米国が各国の金融分野における自由化約束の内容を不満として最終段階で包括的なM F N免除登録を行ったため、各国から強い反発を招き、1995年6月末までの金融サービス交渉の継続が決定した。1995年継続交渉も難航し、交渉期間が4週間延長された結果、1997年末までの期限付きの暫定合意が成立（米国は不参加）した。この1997年継続交渉の結果、1997年12月に、米国を含む71か国の参加を得て、M F N原則に基づいた恒久的な合意が成立し、その成果は第5議定書としてまとめられた。

### 2．活動状況

2000年2月より、G A T S協定に従い合意済み課題であるサービス分野の自由化交渉が開始されており、現在ほぼ2ヶ月に1回のペースで会合が開催されている。

2001年11月にカタールにて開催された第4回閣僚会議において、サービス交渉については、2002年6月末までに初期リクエストの提出、2003年3月末までに第1次オファーの提示、2005年1月に交渉を終了するとのベンチマークが合意されていたが、本年7月の一般理事会において、2005年5月までに改訂オファーを提出し、同年12月に交渉を終了するとの新たなベンチマークが設定されたところ。

我が国は、2001年12月から業界団体及び在外公館を通じてW T O加盟国に対する自由化要望事項の調査を開始し、その後、前回交渉からの懸案事項の検討、業界及び各省との調整を経て、2002年6月末に初期リクエストを提出した。金融サービス分野における初期リクエストの内容は、外資規制、役員の国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっている。

2002年夏以降、各国が提出した初期リクエストを基に二国間交渉が行われてお

り、我が国はこれまで米国、EU、カナダ等の先進国や、中国、韓国、ASEAN諸国等のアジア地域の新興市場国を中心に協議を行っている。

2003年3月末には、これまでの各国との交渉を踏まえ、自賠責法改正による政府再保険制度の撤廃や、投信法改正による外国投資信託委託業者への支店形態での本邦進出の認容など、我が国は、現行法制の下での自由化措置を反映させた初期オファーの提出を行った。かかるオファーに基づき、現在我が国は、前述主要加盟国等との間で引き続き二国間交渉に取り組んでいる。

#### 第4節 経済連携協定（EPA）

##### 概要

経済連携協定（EPA）とは、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的とする。

従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に貿易に係るルールの設定及び貿易障壁の自由化交渉を通じて、前節のWTOが担ってきたが、近年、多国間での利害調整が複雑化しているため、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間あるいは地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。WTOに登録されているEPAの数は、1990年の31件から、2004年6月現在107件に急増している。

##### 活動状況

我が国は、シンガポールとの間でEPAを締結（2002年1月署名）、メキシコとの間では、本年3月に実質合意に至っている。

現在、韓国、タイ、マレーシア及びフィリピンとの間で、ほぼ2ヶ月に一度のペースで正式交渉が行われている。

当庁としては、上記アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービスの自由化交渉（進出形態に係る制限、外国資本の出資比率制限等、我が国金融機関が他国へ進出する際の制限の撤廃あるいは緩和を求めるもの）及び金融サービス協力に係る協議（規制監督に関する協力等の金融当局間の協力の枠組みを設定するもの）について、積極的に取り組んでいる。

#### 第5節 経済協力開発機構（OECD）

##### 概要

1948年に、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備するため設立された欧州経済協力機構（OEEC）を発展的に改組し、自由主義経済の発展のために協力を行う機構として、1961年に経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD、事務総長：ドナルド・ジョンストン（1996年～））が設立された。その目的は、経済成長、

開発、貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む30カ国が加盟している。

OECDでは、多岐にわたる活動を行っており、金融庁では、関係する諸委員会において、会議への出席等積極的に貢献している。

## 活動状況

### 1 経済開発検討委員会

経済開発検討委員会（EDRC）は、OECD加盟各国等の経済情勢、構造調整問題、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と、望ましい政策勧告を行うものである。審査は、加盟30ヶ国及び重要な非加盟国（ロシア等）について、G7等の主要加盟国は毎年、それ以外は1年半～2年に1回程度の頻度で行われている。2003年10月に対日審査会合が開催され、その結果が2003年12月に『対日審査報告書』として公表された。金融セクターについての分析も含まれており、金融庁としては、我が国の金融行政及び金融セクターの状況等につき、正確な情報、適切な評価が載せられるよう、OECD側の理解の促進に努めてきている。

### 2 OECD コーポレート・ガバナンス原則見直し

1999年に策定された「OECD コーポレート・ガバナンス原則」は、本分野における唯一の国際的なガイドラインとして、IMF や世銀の行う国別審査の基準等に活用されていたところ。しかし、米国で発生したエンロン・ワールドコム事件以降、世界的にコーポレート・ガバナンスを強化するべきとの流れが強まったこと等から、OECDでは、当初の予定を一年前倒しし、コーポレート・ガバナンス原則を2004年5月の閣僚理事会までに見直すことを決定し、コーポレート・ガバナンス・ステアリンググループを主体として2002年秋より原則の改訂に着手し、4回の会合を経て2004年5月14日に改訂原則を公表した。

今回の改訂における主な変更点は以下のとおり。（金融庁関連部分）

機関投資家の役割の強化：受託者責任を有する機関投資家に対し、議決権行使方針や、議決権行使に当たっての利益相反の開示を要請

情報開示の拡充：取締役会のメンバーの選任手続、取締役の独立性の有無や関係会社間取引の開示を要請

外部監査の強化：外部監査人に対し、取締役会に対する説明責任及び監査のプロとしての善管注意義務を負うよう要請

アナリスト、格付機関への言及：アナリスト等のサービスプロバイダーの情報提供に際する利益相反防止及び効果的な情報提供促進を要請

今後、OECDでは、改訂コーポレート・ガバナンス原則の普及及び発展途上国への適用拡大を進めていく予定であり、我が国としても、引き続き協力していくこととしている。

## 第6節 金融活動作業部会（FATF）

### I 概要

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関である。現在、日本を含む31の国と地域及び2つの国際機関により構成されている。当初は1年間の活動予定であったが、累次にわたりその活動の継続が合意されてきた（2004年5月に行なわれたFATFの閣僚会合において、その活動期間を2012年まで延長することが合意された）。

主な活動は、

- ① FATFが策定したマネー・ローンダリングに関する「40の勧告」「テロ資金供与に関する特別勧告」の実施状況の監視
- ② 新たなマネー・ローンダリング、テロ資金供与の手法への対策の研究
- ③ FATF非参加国・地域への勧告実施の慫慂

である。

当庁は各種会合に参加し、FATFとしての意思決定に寄与するとともに、NCC T（Ⅱ 活動状況 2.参照）の特定作業におけるアジア・太平洋地域レビューグループの議長を務め、マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の取組の是正状況の監視や、同地域のレポートとりまとめ作業等に積極的に参画している。

### Ⅱ 活動状況

#### 1. 40の勧告

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたる資金洗浄対策の基本的枠組みである。FATF参加国はその遵守を担保するため、参加国同士が相互審査等を実施している。また、IMF/世銀、FATF型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的基準として認められている。

「40の勧告」は1990年に策定され、1996年に見直し作業が行われ、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等が盛り込まれた。その後、マネー・ローンダリングの方法や技術が変化し、その対策を向上させるため、新たな見直し作業が2001年から開始された。そして、各国の民間部門等の協力も得て、2003年6月の全体会合で新たな「40の勧告」（資料25-6-1参照）が採択、発表された。

新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

- ①資金洗浄罪に含まれるべき犯罪リストの作成
- ②金融機関が行う本人確認等顧客管理（Customer due Diligence）のプロセスの改善
- ③コルレス銀行業務・外国の政府高官等を含むリスクの高い顧客や取引に関する

#### 措置の強化

- ④非金融業者・職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、会計士、弁護士等）への資金洗浄対策の適用
- ⑤主要な制度上の措置、特に国際協力に関する措置の導入
- ⑥会社等の法人及び法的取極めの真の所有者に関する情報に適切かつ適時にアクセス可能とすることによる透明性の向上
- ⑦資金洗浄対策のテロ資金対策への適用
- ⑧シェルバンク（物理的実体のないオフショア銀行）の禁止

## 2. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域（N C C T : Non Cooperative Countries or Territories）を特定する作業を1998年に開始し、2000年6月に15カ国・地域を「非協力国・地域」として公表した。その後改訂が重ねられ、現在の「非協力国・地域」は以下のとおりである。

〔7の非協力的な国・地域（2004年2月公表）〕

クック諸島、グアテマラ共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国、

F A T Fは、「非協力的な国・地域」について、法令整備等その是正状況を監視しており、十分な法令整備等を実施しないなど改善が認められない「非協力国・地域」に対しては参加国に対抗措置を発動するよう求めている。

なお、F A T Fは2001年12月にナウル共和国に対して、2002年12月にウクライナに対して、2003年11月にはミャンマーに対して対抗措置の発動を決定している（ウクライナに対しての対抗措置は、2003年2月のF A T Fの決定に伴い、解除された）。

## 3. テロ資金対策

F A T Fは、2001年10月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を同月に開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表した。F A T F参加国は特別勧告の完全実施に努めている。また、F A T Fは、F A T F非参加国にも当勧告の履行状況について適宜自己審査を実施することを奨励するとともに、テロ資金対策が未整備であると認められる国・地域に対しては、他の国際機関とも連携のうえ一定の審査手続を経て、技術支援を行う方針である。

特別勧告の内容は、下記のとおりである。

- ① 国連諸文書（テロ資金供与防止条約、国連決議等）の批准及び履行
- ② テロ資金供与及び関連する資金洗浄の犯罪化
- ③ テロリストの資産の凍結及び没収
- ④ テロリズムに関係する疑わしい取引の届出

- ⑤ 国際協力
- ⑥ 代替的送金システムに対する免許制又は登録制
- ⑦ 電信送金に係る送金人情報の付記義務
- ⑧ 非営利団体への監視の強化

現在までに、参加国間で整合性のある実施が確保されるよう、勧告③、⑥、⑦について Interpretative Note（解釈ノート：特定の勧告の適用を明確にするため作成されたもの）が策定され、また、参加国・地域における勧告の実施を奨励するための指針である Best Practice Paper が勧告③、⑥、⑧について策定された。

## 第7節 一元監督者会合（Integrated Financial Supervisors Conference）

### I 概要

金融の一元的監督（銀行・保険等、業態横断的な監督）を行っている15カ国の金融当局の代表者が集まり、金融監督に係る議論を行うことを目的とした会合である。

（注）銀行・保険を一元的に監督する OECD 加盟国の金融当局（ただし、シンガポールは例外扱い）が参加国となっており、現在の参加国は、アイスランド・アイルランド・イギリス・オーストラリア・オーストリア・カナダ・韓国・シンガポール・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・日本・ノルウェー・ハンガリー・ベルギーの15カ国。

### II 活動状況

1999年5月の第1回会合以来、これまでに5回開催されている。第5回会合は2003年6月に英国オクスフォードで開催され、一元監督者としての機能強化と職員訓練のあり方、一元監督者のガバナンス、一元監督者の政策決定機能と監督業務とのバランス等が議論された。第6回の会合は、シンガポール通貨監督庁（MAS）をホストとして、2004年8月にシンガポールで開催されることとなっている。